

中東諸国の法律・司法制度 ——スピノザを通して見るシャリーアの統治論——

インテグラル法律事務所 弁護士 田中 民之

I. はじめに

本稿ではこれまで、イスラームを国是とする（と少なくとも自称している）国（以下「イスラーム国家」と呼ぶ）の国際社会の中における立ち位置や、その国の国内における統治原則、および、そのような国を他の国際社会のメンバー（である、一般に「国民国家」と呼ばれている諸国）がどう見るか（イスラーム国家を国際社会のメンバーと認めるか）について考えてみた（センターニュース2014年10/11月号の「[国際法とシャリーア](#)」、および、2014/15年12/1月号の「[国際社会の中のイスラーム国家](#)」）。中東諸国が現在の混迷状態から抜け出すためには、長年の西欧列強による植民地政策や政治的・軍事的介入だけを批判するのではなく、世界のすべての国から国際社会のメンバーとして認められ得る真のイスラーム国家を自らの手で中東に作る必要があり、そのためにはシャリーアの統治論を非イスラームのメンバーにも理解できる形で示す必要があると思われるが、それは果たして可能か、そのためには何が必要かを考えてみたかったからである。

また2015年5月・8月・9月の各号では、「[シャリーアの法典化の可能性と有用性](#)」(1)・(2)・(3)という副題で、主としてサウジアラビアにおける民法典の編纂を頭において、シャリーアの法典化について述べてみたが、それも、上記の「シャリーアによる国の統治」に至るプロセスにとって、シャリーアの法典化が必要であり、かつ、有用であると愚考したからである。

本稿は本来、中東協力センターのメンバー各位が中東諸国で事業をなさる際に役立つと思われる中東諸国の法律や司法制度に関する情報を提供し、解説することを目的とするものである。また、ムスリムでもなければシャリーアの研究者でもない素人がイスラーム国家の国内統治などについて述べる資格がないことも承知しているが、混迷が続く中東の現状では、個々の法律や裁判についてお知らせすべき情報は余りないので、今回も、イスラーム国家における国内統治の問題についての素人談議を続けることをお許し頂きたい。

II. イスラーム国家における国内統治

1. この点については上記の2014/15年12/1月号で述べたが、そこでの私なりの結論

は、スンニー派の考える統治制度（カリフ制）は、初代のアブー・バクルから4代目のアリーまでの「正統カリフ時代」に於いてですら完成しておらず、ましてやその後の、時代も言葉も民族も異なる様々な世襲王朝時代においては、その統

治はそもそもシャリーアに従っていたか否か自体が疑わしいのであって、結論としては、明確な統治制度は存在しなかったと言わざるを得ない、従ってそれを新たに作り出し、そのための世論を纏めることが本来あるべきスンニー派のウラマー（シャリーア法学者達）の喫緊の課題である、ということであった。

そして更に、スンニー派のウラマーは、シャリーア法学で認められている「類推」（キヤース）という法解釈上の手法と、「イジュティハード」（法解釈上の“努力”）という手段とを有しているのであるから、それは可能であろう、とも述べた。

なお、この点に関するシーア派の考えについては、上述の本稿で、ホメイニーの「ヴェラーヤテ・ファキーフ論」と、それに基づいて作られたイラン・イスラーム共和国憲法の条文をお示しすることによってご紹介したので、ここでは繰り返さない。

2. スンニー派の考え方についての上述の結論が私の独断であるといけないので、念のためにカリフ制を唱道しておられる中田考氏の（最新と思われる）著書（「イスラーム 生と死と聖戦」と、「カリフ制再興」）を参照したが、そこには、「カリフ制の本質を大まかにいうと、法の支配、正確に言うと自然法の支配です」とか、「法の支配こそがカリフ制なのです。…イスラームを成り立たせているのは、あくまでも法なわけです。…それ以外では統治機構などなくとも法だけあれば問題がない。基本的にはそんなものはない。なくてもイスラームは個人で回っていくようにできているので、統治機構が必要な部分は本当に小さいのです」といった記述しかない。また、同氏が引用しておられるイブン・タイミーヤの「シャリーアによる統治」によっても、「神の使徒は次のように言われた：アッラーは汝らが次の三つのことを守ることをお喜び給う。（第一に）アッラーを信仰し何ものをもアッラーの同類として拝まないこと。（第二に）アッラーの絆に皆でしっかりとすがり、分裂しないこと。（第三に）アッラーが汝らの統治を委任し給うた者に誠実に協力すること」とあるのみで、カリフ制という統治のシステムの内容が具体性を欠いていることにおいては、変わりはないように思われる。

3. 何故シャリーアは国家統治の具体的方策を示していないのか、或いは、何故イスラーム法学者達はそれを見出そうとしないのか（或いは見出せないでいるのか）を考えあ

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

ぐねて、シャリーアやイスラーム法学とは別の観点から考えてみたらそれが見えて来るのではないだろうか、と思い付いた。といっても何らかの思考の支えがないと話が進まない。そこで辿り着いたのが、17世紀のオランダの哲学者であるスピノザである。

Ⅲ. スピノザの著作物を通して見るシャリーアの統治論

最初に、何故スピノザを参照してみようと思い付いたのかについて、述べてみる。

1. 家系，教育，個人的資質

スピノザは1632年にオランダのアムステルダムのユダヤ人居住区で生まれているが、彼の一族は、父方の祖父の代までポルトガルに住んでおり、ポルトガルの異端審問を逃れてオランダへ移住したいいわゆるセファルディム（パレスティナから主としてイベリア半島に離散したユダヤ人）である。彼の先祖がいつ頃イベリア半島に移住してきたかは判らないが、遅くとも後ウマイヤ朝の頃には来ていただろうから、彼の先祖は当時の「ダール・ル・イスラーム」に住んでいたわけで、スピノザも、このような家族を通じて、イスラームについての知識を（程度はともかく、一般のヨーロッパ人よりは多く）持っていたであろう。

彼は子供のころ地元のユダヤ教団の立法学院で勉強している。その学校は6年制で、最後の2年は専らユダヤ教の指導者を養成するコースであり、スピノザは4年生までしか行かなかつたらしいが、それでも当然に、ヘブライ語やユダヤ教の基本的教育は受けていた筈である。もっとも彼は、1656年にアムステルダムのシナゴグから破門されているので、ユダヤ教徒とは呼べない。破門の理由は、彼の異端的な物の考え方にあるという程度で、それ以上は不明である。彼は1654年ころには、地元の有力商人の経営する別の学校に通ってラテン語やデカルトの哲学などを学んだとのことであるから、そのことが彼の物の考え方に影響したのかもしれない。

このような、セファルディムという家系、受けた教育、それによって培われた個人的資質からみて、ヨーロッパの哲学者の中にイスラームやシャリーアをある程度理解し、それに通じる考え方の持主が仮にいたとしたら、それはスピノザではなかろうかと考えたというのが、最初の理由である。

2. 17世紀のオランダ

スピノザに思い至った次の理由は、彼が生まれ育った17世紀という時代とその時代のオランダという場所が、現在の中東と極めて似通っていると思ったからである。

(1) オランダは、元々はハプスブルグ家の領土の一部であったが、同家がオーストリアと

スペインとに分割された(1556年)ためにスペイン領となったネーデルラント地方17州の中の、北部7州が独立してできた国である。これらネーデルラント諸州はカルヴァン派(プロテスタント)の強い影響の下に、スペイン(カソリック)に対して反乱を起こし(1568~1648年)、その後共和国として独立したのであるが、その頃のヨーロッパは、ドイツ(を主体とするヨーロッパ大陸)ではクリスチャン同士の新旧両派間のいわゆる30年戦争(1618~1648年)が、またイギリスでもピューリタン革命(1642~1649年)が起こるといふ有り様で、将に戦乱の渦の中にあつた。

武器の殺傷力に雲泥の差があり、戦争(戦闘)の仕方も異なる当時と今とを単純に比較することはできないが、戦争に巻き込まれた当時の一般市民の苦悩は容易に察しが付くところであり、嫌でも現在の中東地域の一般市民の苦悩に連想が飛んでしまう。

オランダの独立が認められたのは、これらの諸戦争の終結のために当時のヨーロッパの列強が集まって開かれた、それまでのヨーロッパ史上最大の国際会議で締結された条約(ウェストファーリア条約。1648年)によつてである。なお、同条約ではスイスの独立も認められたほか、ハプスブルグ領内の司教領の境界や、帝国都市の権利などにつき、様々な変更や改定が加えられている。

このような歴史的事情にも、現在の中東地域の昏迷を解消するには国境線の改定を含む地域全体の大改造を避け得ないという点で通じるものがありそうである。

- (2) 以上だけからでも、当時のヨーロッパと現代の中東との間には、いずれも宗教的・思想的・歴史的混沌状態の只中であつたという点で、極めて強い共通性・類似性が感じられると思うが、更に当時のオランダの混沌状態を見ると、それはウェストファーリア条約という国際条約の締結だけで片づくほど生易しいものではなかつたようである。

『1672年はネーデルラントにとって「災厄の年」だつた。フランス軍とイギリス軍が一斉に攻め寄せ、株価は暴落し、町中では暴動が起こつた。8月4日にはヤン・デ・ウィット(筆者注:独立したオランダの中で当時最も裕福であり、かつ、最大の政治力を持っていたホラント州の法律顧問であつて、スピノザの保護者であり、同志でもあつた有力商人)が(同州の)法律顧問を辞任し、8月20日には暴徒が彼とその兄を捕えた。彼らは「死ぬまで殴られ、刺され、撃たれ」、死後は逆さに吊るされて切り刻まれた。その遺体の一部は煮て食われた』(後記主要参考文献 ② P.10)。

これではまるで現在のイラクかシリアの何処かの街で起こっている出来事そのままではないか。蛇足になるが、それを知つたスピノザは憤慨して、殺害現場に行つて「野蛮の極み」という掲示をしてくると言つて家を出ようとしたが、幸いにも家主に家に閉じ込められ、結果的に「八つ裂きにされる」のを免れたそうである。

このような実体験をしているスピノザなら、国や社会の秩序を回復し、維持していく方策（すなわち、国家統治の方法）について、現代の中東諸国の本来あるべきウラマー達が内心に抱いている筈の、早急にそれを見出さなければ、といった切羽詰まった気持ちと同じ気持ちを抱いていたであろう、と思ったのが二番目の理由である。

3. スピノザの著作 — 「神学・政治論」および「国家論」

最後のそして最大の理由は、スピノザが、「神学・政治論」と「国家論」という政治や国家を直接の主題とする本を、しかもキリスト教と聖書を基礎として書いていることを知ったからである。イスラームでは旧約聖書や新約聖書をアッラーが啓示した啓典とみなし、(ユダヤ教徒やキリスト教徒はそれを歪めて作った、とはいうものの) それなりに認めている（岩波「イスラーム辞典」P.556）から、スピノザが書いたこれらの本がキリスト教の聖書に依拠しているとしても、ウラマー達の機嫌がそれだけで損なわれることはないだろうし、むしろ、シャリーアの認める国家統治の在り方が、非ムスリムには分かり難いウラマー達の説明によってではなく、ヨーロッパの哲学者の分析と文章とを媒介にして、見えて来るかもしれないと考えた次第である。

IV. 「神学・政治論」および「国家論」とその概略

1. 「神学・政治論」は1670年に著者も出版元も匿名で出版されたが、それにもかかわらず、スピノザが書いたということはすぐに知れ渡ったようである。また、キリスト教会から「前代未聞の悪質かつ冒瀆的書物」などとさんざんに罵られて販売禁止処分を受け、その後1674年には共和国の禁書令も出されたが、その頃には既に模造版が地下ルートで出回っていたらしい。なお、スピノザがその主著たる「エチカ」の執筆を中断してまでこの本を書かざるを得ないと決意するに至った動機は、前述したヤン・デ・ウィットらの政治的立場を擁護することにあつた、というのが一般的な解説である。

「国家論」はスピノザの最晩年に書かれたもので未完で終わっているが、「未完と言っても、国家論一般については十分述べられており、後の残された主要問題の一つである民主国家については、すでに「神学・政治論」の中で…触れられていて、…彼の見解を大略知り得る」と解説されている（後記主要参考文献 ④）。従って、この両書を読めば、スピノザの統治論が、ひいては、現代のあるべきウラマー達が頭の中で描いているかもしれない構想の輪郭くらいは、読み取れるかもしれない、と思った次第である。

2. 「神学・政治論」の概略

本稿の目的はスピノザを通してシャリーアの統治論を垣間見ることであるから、そ

れに有用と考える限度で、関係ありそうな部分のごく概略のみを述べてみる。

(1) 預言と預言者について (第1章, 2章)

スピノザは、先ず預言(或いは、聖書の中の「啓示」と呼ばれている神の言葉)を「ある事柄に関して神から人間に示された確実な認識」と定義した上で、民衆は預言を稀なもの、自分の本性とかけ離れたもの、と捉えがちだ(要するに、「預言」を「予言」と捉えようとする、或いは捉えたがる、ということであろう)と言う。また預言者については、彼らは人並み外れて能動的な表象力を持ってはいたが、特別の理解力(事態の把握力)を持っていた訳ではなく、その理解力も個々の預言者ごとに異なっており、神は彼らの理解力に応じて個々の預言者ごとに啓示を与えたと主張する。

この彼の説明は、コーランの預言や、ムハンマドを筆頭とするコーランに出て来る預言者達についてのウラマー達の認識と共通していると思われる。と言うよりも、最高の預言者であるムハンマドをも決して超人的人間とは見ない(少なくともスンニー派の)イスラームの立場に立てば、むしろそれこそが当然な見解であると言うべきであろう。

要するにスピノザは、「神は預言者たちの把握力と思想とに適応させて啓示を与えた。…我々は、啓示の目的や主眼を構成する事柄については(それが預言=啓示であるが故に)預言者を信じなければならないが、それ以外の事柄に関しては、各人がその好むままに信じて構わない」と主張しているのであり、これは、イスラーム法学でいう「イジュティハード」を神は認めているということに等しいように思われる。

(2) 神の法について (第4章)

この章ではスピノザは法を「人の法」と「神の法」に分けているが、彼自身の定義によれば、前者は「生活並びに国家の安全のためにのみ役立つ生活規則」であり、後者は「最高善をのみ対象とする…神の真の認識と愛とをのみ対象とする生活規則」であって、いずれも人間が共同生活を営む上で守るべき規則であるから、両者を合わせて「法」と呼んでも差し支えないであろう。ただし、「最高善」などという如何にも哲学者らしい用語を使っているので哲学嫌いのウラマー達には抵抗があるかもしれないが、スピノザは「最高善」という用語を使う理由を、「神なしには何ものも存在し得ずまた考えられ得ないからであり、また我々が一切について疑い得るのは神に関する明瞭且つ判然たる観念を持たない限りに於いてなのだからである」と説明しているのだから、内容的にはウラマー達にも異存はないのではなかろうか。

(3) 国家の基礎と自然権について (第16章)

- ・国家の基礎について：我々は可能なことならば何をしていても良いという意味での「自然権」を持つ。国家が生まれるのは、我々が自分の自然権を一人の者（君主制）、少数の者（貴族制）、あるいはすべての者（民主制）に委譲し、社会（国家）のみが万事に対する最高の自然権（統治権）を持つに至ったときである。各人は、自由意思によって、或いは、重罰への恐れによって、これに従うべく拘束されることになる。

国家成立のプロセスに関するスピノザの上記の分析についても、ウラマー達はそれほどの異論を示さないのではなかろうか。

- ・市民権と不法、正義と不正義について：スピノザは市民権を「行動の自由」の観点から定義する。彼によれば、「自由」は「統治者の命令によって決定され、その権威のみを裏付けとする」ものであるが、法に則して行動する限りは、人は自由である。また正義とは、「市民権によってその人のものとされているものをすべての人に与えようとする硬い意思」である。

これらの概念やその構成の方法も、個々の人間としては基本的に自由であることを認めているイスラームにとっては、また、ウラマー達にとっても、問題はないであろう。

- ・自然権について：スピノザによれば、上述した「自然権」とは、事物の存在や行動を自然に決定する規則（法）のことである。魚が生まれつき泳ぎ、大きな魚が小さな魚を食べるのは、最高の自然の法である自然権がそう定めているからである。またスピノザは、自然の境界を定めているのは人間の理性ではなく、自然全体の永遠秩序（自然の法＝自然権）であると主張する。彼によれば、人間の理性の法が狙いとしているのは人の利益とその保存のみであって、自然の境界ではない（すなわち、人間は人間に利益になることしか考えない）、ということになる。

上記の内の人間の行動原理についての指摘などは、昨近の環境破壊の責めを負う人間としては痛いところを突かれた感じであるが、ウラマー達に特に異論があるとも思えない。

(4) 宗教と国家の関係について（ヘブライ人達の国家と歴史から）（第18章）

この章でスピノザは、① 宗教者達（教会）は法や政治体制や国家体制などに口出しすべきではない（ヘブライ人達の国家は、そうしたために滅亡した）、②（法を作るとは人の考え方を縛ることになるから）それができるのは統治権を掌握している主権者のみである、③ 国体の変更（君主制から民主制へ、或いは民主制から君主制へ）は、（その体制下で制定された法が長年続いている場合は）社会的混乱を招き、危険である（その例として、イギリスが挙げられている）と主張している。

上記の内②と③はともかくとして、①については、ウラマー達に異論があるかもしれない（もっともウラマー達は、自分たちを「宗教者」だとは考えていないかもしれないが）。しかしこの部分の「宗教者達」が当時のキリスト教の教会関係者たちを意味することは明らかであるから、ウラマー達もそれほど気にしないのではなかろうか。

それよりも上記の③は、中東の現状へのアメリカやロシアやその同盟国の介入に伴う危険を示唆しているようにも読めるが、どうであろうか。

(5) 思想と言論の自由について（第20章）

この章ではスピノザは「国家の目的」について、それは人々を獣や人形に代えることではなく、人々が安全に暮らせるようにすることであり、自分自身や他人を害することなく生存し行動できるように、すべての人の権利を守り、人々がその能力を安全に開花させ発揮できるようにすることである、と主張している。

要するに国家は、人々の自由を守るためにこそ存在するのである。従って国民は、法に逆らって行動することは許されないが、法に対する不合意を表明することは自由であるべきだ。その信念を持つことや、正直にその信念を認めたことを理由に人々を罰することは、正しくないのみならず非生産的でもある。何故ならば、そのようなことをすれば不必要に殉教者を生み出すことになるし、彼らの処罰は、他の者を恐怖させるよりもむしろ、怒らせ、復讐とまではいかなくとも同情に向かわせるからである、というのがスピノザの主張である。

これについても、いわゆる原理主義的な跳ね返りウラマーや似非ウラマーを除けば、時の権力者に対して命を懸けて戦った多くの先輩達を持つ、本来のウラマーならば、同意こそすれ、反対するとは思えない。

3. 「国家論」の概略

前述した通り「国家論」は、第11章の「民主国家について」の冒頭部分以降がスピノザの死により未完となっているが、その統治制度の概略を、「神学・政治論」で補いながら、述べてみる。

(1) 君主国家について（第6章，7章）

スピノザは君主制を国家統治の一つの形態として認めているが、それを理想型と考えているわけではない。理想型は、後で述べるとおり、民主制である。

君主国家は実質的には貴族国家であり、そこでは各都市の住民は、男性市民の中から王に助言する顧問官候補を選出し、王はその中から複数の顧問官を選び、二つの会議体を作る。大きい方の会議体は、主として法律案を王に提案することを職責とする。

合意できなかった場合にも、法案とその理由を王に提出する。もう一つの会議体は法律家で構成され、裁判官の役割を務める。その決定は大会議の構成員によって監視される。それぞれの会議体のメンバーは、毎年その一部が住民の選挙で入れ替わる。

最初の王は住民の選挙で選ばれる。その後統治権は王の嫡男あるいは近親の男性に引き継がれる。住民は土地や住宅を所有せず、王から賃借する。それが平時における唯一の税であり、国の経費はそれで賄われる。軍は住民のみから構成される。

スピノザの案は立憲君主制の一形態で、イギリスで言えば、マグナカルタ（1215年）以降機能してきた制度にほぼ相当すると思われる。

(2) 貴族国家について（第8章，9章，10章）

貴族国家には二つの形態がある。一つは首都を持つ地域におけるもので、首都の住民の中の貴族のみを構成員とする会議体を持つ。「貴族」の数は住民50人に対して1人程度が相当である。貴族は終身制で、亡くなったときは、会議体がその後任を選出する。またこの会議体は法律の制定や廃止を行い、大臣の任命や官吏の選任をする他、もう一つの（法律違反をチェックするための）会議体の構成員を選出する。市民は（君主制のように、国家から借りるのではなく）土地や家を自分で購入して、自分の物として所有する。

首都ではない都市でも、各都市が最高会議の構成員たる貴族を選び、裁判官を選出する。

(3) 民主国家について（第11章，および「神学・政治論」）

スピノザによれば、民主国家は最も「自然な」制度であり、統治の形態としては最善のものである。民主国家においては、誰が投票権を持ち、誰が公職に選ばれるかを決定するのは、住民の意思に基づいて制定される法律である。

民主制には様々な種類がある（一定の年齢に達したすべての男性に投票権を与えるもの、財産を持つ者に投票権を与えるものなど）。スピノザは、「自国の法のみに忠誠を誓い、その他の点でも自分自身の権利を制御できる者は、全員例外なく」最高会議における投票権、または、最高会議のメンバーを選ぶための投票権を持つ種類の民主制を支持する、という。

IV. おわりに

以上、「神学・政治論」と「国家論」で示されたスピノザの考え方（と私が思うところ）を色々書いてみたが、そこでスピノザが述べているのは、結局は、国家をどう組織すれば権力のバランスがとれるかであり、その検討の目的は、国家の安定を実現し、国家の目

標（人間が調和の中で生き、自己の能力を開発できるようにすること。要するに、人間が自由に生きていくこと）を達成することであった。

このようにスピノザの政治哲学は観念的というよりも現実的なものであるが、それはスピノザが、ルソーやホッブスやロックなどのように社会契約的観念論に依らず、中心的な問題点を、如何にして人間を、その希望や思惑によらずに、義務を果たさせ、国家を安定させる方向に向けるかに置いたことにあると思われる。彼は問題の根本の所在を、様々な人間の私利私欲を調整することに置いており、人間が自発的に合法性を実現する可能性は、最初から追求していないのである。

人間の理性の限界を人の利益とその保存の追求のみに置くスピノザのこのような見解は、既に述べたように、聖書やその中の預言（啓示）に対する人間の反応の冷徹な分析から出てきたものであるが、それは、コーランやシャリーアの解釈にも繋がる（通じる）筈のものであるから、本来のウラマー達がこれに基本的異論があるようには思えない。

以上述べたことがもし当たっているとすれば、シャリーアに基づく統治の制度は、スピノザの主張する「民主制」か、そうでなくても「君主制」（住民が選んだ者を構成員とする合議体を持つところの、一般に「立憲君主制」と呼ばれている制度に近いもの）であろうと考えても良いのではなかろうか。それならば、我々のような非ムスリムにもその形が（おぼろげながらも）見えてくる。そしてそれは、我々になじみの深い「議会制民主主義」によく似たものであって、いわゆる IS やその他の一部の原理主義者達が唱えている「イスラームの統治」とは全く異なるものである筈である。

とはいっても、スピノザの考えた民主制がヨーロッパ大陸に現実に生まれたのは（それがフランス革命後のことだとすれば）、スピノザの没後100年以上経ってからのことであった。中東ではそのような制度が、それより早く現実のものとなることをひたすら望むばかりである。

主要参考文献：

- ①「スピノザ 「無神論者」は宗教を肯定できるか」（上野修著 2006年、NHK 出版）
- ②「知の教科書 スピノザ」（チャールズ・ジャレット著 石垣憲一訳 2015年、講談社 選書）
- ③「神学・政治論」（スピノザ著 畠中尚志訳 1944年（第1刷）、岩波文庫）
- ④「国家論」（スピノザ著 畠中尚志訳 1940年（第1刷）、岩波文庫）

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。